

再編後のサービス提供体制 ・住民自治の姿

2024年1月

浜松市



はじめに

2023(R5)年2月の市議会本会議において、区設置等条例案が議決され、2024(R6)年1月1日に7つある行政区が3区に再編されました。この資料では、再編後のサービス提供体制・住民自治の姿についてご案内します。

区再編の主な協議経過や目的は、[区再編決定\(区設置等条例議決\)までの経緯と区再編の意義・目的](#)の資料をご覧ください。

- 令和5年2月の市議会本会議で条例案が議決され、令和6年1月1日に7つある行政区が3区に再編されました。この資料では、再編後のサービス提供体制、住民自治の姿についてご案内します。
- 区再編の主な協議経過や目的は、別の資料にまとめていますので、ご覧ください。

目次

- ① 区割りの概要
- ② 地域拠点
- ③ 主要組織(福祉・保健、土木、防災)
- ④ 協働センターにおけるコミュニティ支援の充実
- ⑤ 住民自治（区協議会の体制）
- ⑥ 住民自治（区協議会と地区コミュニティ協議会の関係性）

① 区割りの概要

施行日(新しい区になった日):令和6(2024)年1月1日

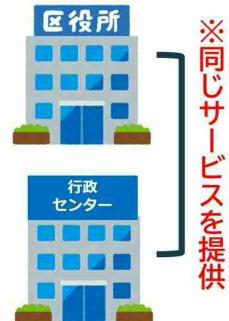


- ①区割りの概要です。
- 令和6(2024)年1月1日から、区の数は3区、区名は南側から中央区、浜名区、天竜区となりました。
- 区域は、中央区は再編前の中区・東区・西区・南区と北区の三方原地区、浜名区は北区の都田・新都田・細江・引佐・三ヶ日地区と浜北区で構成され、天竜区は区域の変更はありません。

② 地域拠点

行政センター（再編前の東・西・南・北区役所庁舎）では
区役所と同じサービスを提供

R5.12/31まで	R6.1/1から
中区役所	中央区役所
東区役所	東行政センター
西区役所	西行政センター
南区役所	南行政センター
北区役所	北行政センター
浜北区役所	浜名区役所
天竜区役所	天竜区役所



➤ ②地域拠点についてです。区役所は中央区役所、浜名区役所、天竜区役所の3つです。再編前の区役所庁舎である東・西・南・北行政センターでは、区役所と同じサービスを提供します。

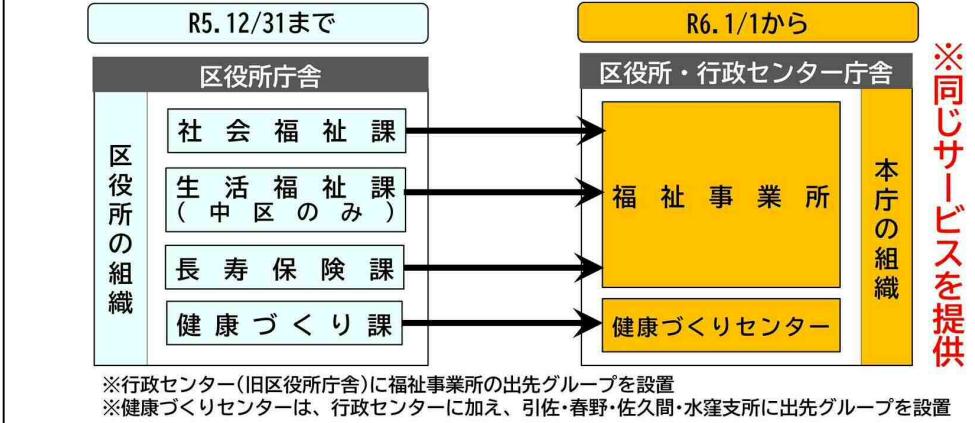
② 地域拠点

R5.12/31まで		R6.1/1から		
	名称	名称	場所	サービス
協働センター	舞阪・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山	○○支所	変更なし	変更なし
	上記以外	変更なし※		
ふれあいセンター		変更なし		
市民サービスセンター		変更なし		

※天竜区の二俣協働センターは、二俣ふれあいセンターに改称。

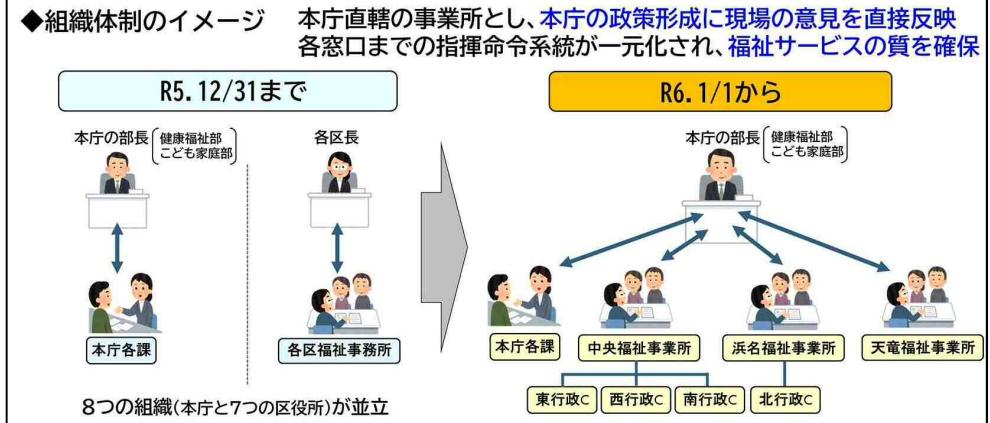
- 舞阪・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山協働センターの名称を「支所」に変更しました。
- 協働センター、ふれあいセンター、市民サービスセンターの場所や取り扱う業務は再編前と同じで、変更はありません。

③ 主要組織（福祉・保健）



- ③主要組織(福祉)についてです。
- 福祉・保健分野の組織は、本庁の組織となり、区役所の社会福祉課、長寿保険課などが本庁組織の「福祉事業所」に、健康づくり課が「健康づくりセンター」になりましたが、再編前と同様に区役所や行政センターなどでサービスを提供します。

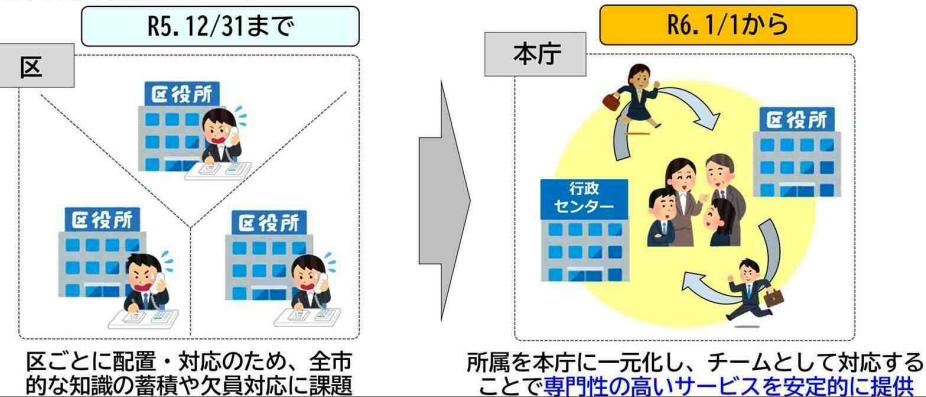
③ 主要組織（福祉・保健）



- 福祉・保健のサービス提供体制のイメージ図です。再編にあわせ、福祉分野の組織を本庁直轄の事業所としてすることで、本庁の政策形成に現場の意見を直接反映させ、政策立案機能を強化します。また、各窓口までの指揮命令系統を一元化することで、福祉サービスの質の確保を図ります。
- 福祉事業所は、区の数にあわせ、中央・浜名・天竜の3か所となりました。

③ 主要組織（福祉・保健）

◆専門職の配置イメージ



- 専門職の配置について、再編前は、保健師などの専門職が区ごとに配置されていたため、困難な事例や欠員の対応にも区ごとで対応する必要があり、全市的な知識の蓄積や欠員への対応に課題がありました。
- 専門職は、再編前と同様に区役所庁舎や行政センター庁舎などに配置しますが、再編にあわせ、所属を本庁に一元化することで、専門職のチームとして対応できるようになり、専門性の高いサービスを安定的に提供することができます。

③ 主要組織（福祉・保健）

	名称	場所	所管エリア(再編前の区名)
中央区	中央福祉事業所・中央健康づくりセンター	中央区役所	区内の統括 中区、北区(三方原地区)
	東出先グループ	東行政センター	東区
	西出先グループ	西行政センター	西区
	南出先グループ	南行政センター	南区



- 中央区の福祉事業所、健康づくりセンターの名称、場所、所管エリアです。
- 中央区を4つのエリアに区分し、各エリアの庁舎内に、福祉事業所と健康づくりセンターの職員を配置しています。
- なお、再編前の中区役所庁舎に配置される福祉事業所と健康づくりセンターが中央区全域の統括も行います。

③ 主要組織（福祉・保健）

	名称	場所	所管エリア(再編前の区名)
浜名区	浜名福祉事業所・浜名健康づくりセンター	浜名区役所	区内の統括 浜北区
	北出先グループ*	北行政センター	北区 (都田、新都田、細江、引佐、三ヶ日地区)
		引佐支所	

*引佐支所に健康づくりセンターの出先グループを設置

- 浜名区の福祉事業所、健康づくりセンターの名称、場所、所管エリアです。
- 浜名区を2つのエリアに区分し、各エリアの庁舎内に福祉事業所と健康づくりセンターの職員を配置するとともに、引佐支所庁舎には健康づくりセンターの出先グループを設置しています。
- なお、再編前の浜北区役所庁舎に配置される福祉事業所と健康づくりセンターが浜名区全域の統括も行います。

③ 主要組織（福祉・保健）

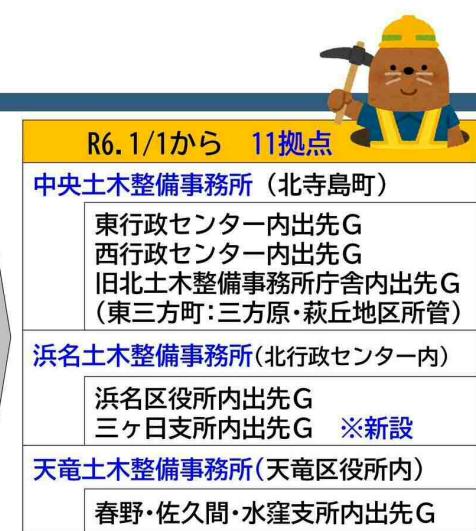
	名称	場所	所管エリア
天竜区	天竜福祉事業所・天竜健康づくりセンター	天竜区役所	区内の統括 天竜、龍山
	春野出先グループ*	春野支所	春野
	佐久間出先グループ*	佐久間支所	佐久間
	水窪出先グループ*	水窪支所	水窪

*春野・佐久間・水窪支所に健康づくりセンターの出先グループを設置

- 天竜区の福祉事業所、健康づくりセンターの名称、場所、所管エリアです。
- 天竜区役所の庁舎内に福祉事業所と健康づくりセンターの職員を配置するとともに、春野・佐久間・水窪支所庁舎には健康づくりセンターの出先グループを設置しています。
- なお、天竜区役所庁舎内に配置される福祉事業所と健康づくりセンターが天竜区全域の統括も行います。

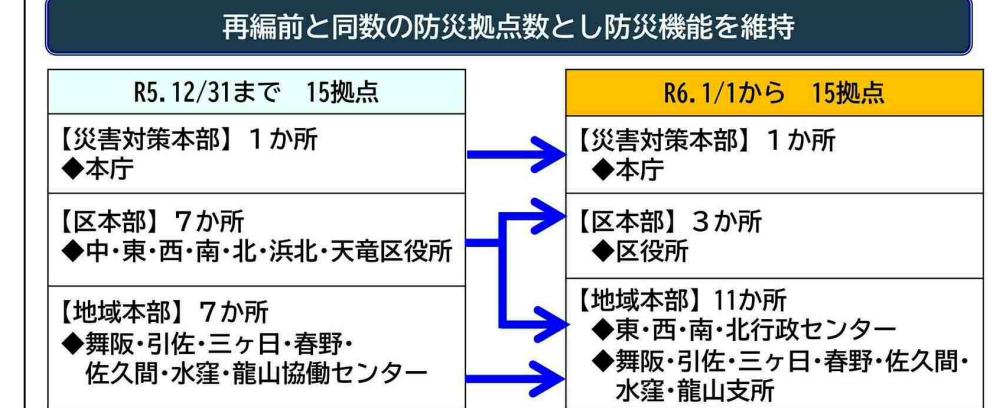
③ 主要組織（土木）

R5.12/31まで 10拠点	
南土木整備事務所（北寺島町）	西区役所内出先G
北土木整備事務所（東三方町）	北区役所内出先G
東・浜北土木整備事務所（浜北区役所内）	東区役所内出先G
天竜土木整備事務所（天竜区役所内）	春野・佐久間・水窪協働センター内 出先G



- 次に、主要組織(土木)です。
- 再編後も引き続き本庁の組織とし、これまで以上に道路・河川の適正な維持管理や要望・相談の受付、災害への迅速な対応が可能となるよう、拠点数と所管エリアを見直しました。
- 区にあわせ設置する中央・浜名・天竜土木整備事務所がそれぞれの区の全域を統括し、出先グループを所管エリアごとに配置しています。
- なお、三ヶ日支所内に出先グループを新設し、11拠点としました。
- また、中央土木整備事務所の旧北土木整備事務所庁舎内出先グループは三方原地区と萩丘地区的エリアを所管しています。

③ 主要組織（防災）



- 主要組織(防災)について、行政センターと支所を地域本部とし、再編前と同数の防災拠点を維持しています。

③ 主要組織（防災）

- 区本部(区役所)、地域本部（行政センター・支所）に配置する職員（応急対策要員）
⇒ エリア内の避難所数や職員の居住地などを考慮して振り分け、**再編前と同規模の配置人数を確保**
- 避難所の位置や数
⇒ **再編前と同じ**
- **避難所に配置する職員（地区防災班員）**
⇒ **再編前と同規模**



④ 協働センターにおけるコミュニティ支援の充実

住民に身近なサービス拠点である協働センター等の正規職員の数を増やし、自治会活動などコミュニティ支援を充実

R5.12/31まで

協働センター
ふれあいセンター

所長 (正規職員)
正規職員 (コミュニティ担当)
再任用職員

R6.1/1から

協働センター
ふれあいセンター

所長 (正規職員)
正規職員 (コミュニティ担当)
正規職員 (コミュニティ担当)

コミュニティ担当
職員の役割

- ・『地域住民の皆さんのもっと身近な相談窓口』として、地域と行政をつなぐパイプ役
- ・地域の課題を把握して、地域住民に寄り添って支援

※支所となる協働センターは、すでに正規職員のコミュニティ担当を複数人配置済み
※正規職員との入れ替えは、地域の状況を踏まえ、一定の期間をかけて徐々に実施

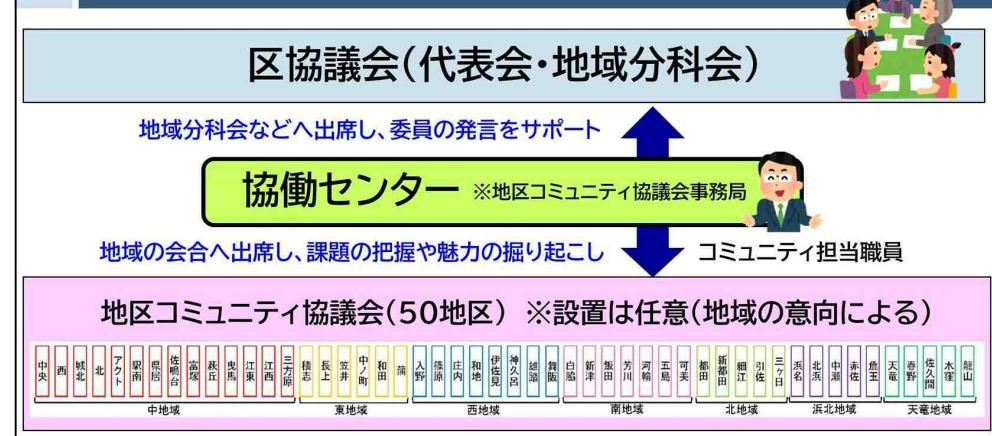
- ④協働センターのコミュニティ支援の充実についてです。
- 再編にあわせ、再任用職員を正規職員と入れ替え、コミュニティ担当職員を2名に増員し、これまで以上にコミュニティ支援を強化していきます。
- 正規職員との入れ替えは、地域の状況を踏まえ、一定の期間をかけて徐々に行います。
- コミュニティ担当職員は、地域住民の皆さんのもっと身近な相談窓口として、地域の課題を把握し、寄り添った支援を行っています。

⑤ 住民自治（区協議会の体制）



- ⑤住民自治（区協議会の体制）についてです。
- 区協議会は、市民協働活動の要として、地域からの意見を集約・調整したり、地域課題についての解決策を検討したりしています。また、市が提案する議題に対し、意見を述べる役割を担っています。
- 区再編により、区の範囲が広がったことから、区協議会を「代表会」と「地域分科会」で構成しています。なお、天竜区協議会は、再編による区域の変更がないことから、代表会と地域分科会を一体としています。
- 地域分科会では、自治会をはじめとした地域活動団体からの多様な意見の集約・調整を行い、代表会では、区協議会の運営に関することや市が提案する議題に対する意見などについて区内の調整を行うことで、地域の皆様の意見を市政に届ける仕組みを構築しました。

⑥ 住民自治（区協議会と地区コミュニティ協議会の関係性）



- 区協議会の運営に当たっては、地域から多様な意見が集まるよう、概ね地区自治会連合会の単位で、地域の意向により任意で地区コミュニティ協議会を設置できることとし、事務局は最寄りの協働センターへ支所に置きます。
- 各協働センターに配置されたコミュニティ担当職員は、地区コミュニティ協議会などの地域の会合へ出席し、地区の代表として地域分科会等へ出席する委員のサポートを行います。